

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 48 年 5 月まで
申立期間について、国民年金の未加入期間との回答をもらった。
しかし、私は将来のことも考えて昭和 39 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、また、その後は市役所に月々の国民年金保険料を納めたはずである。
何度も市内で住居を変えてはいるが、その都度変更届を出していたので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、その後、市役所に月々の国民年金保険料を納めた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 48 年 7 月 2 日以降に払い出されており、国民年金の被保険者資格取得日は同年 6 月 27 日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと推認される。

また、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人が国民年金の加入手続をしたとする昭和 39 年 2 月前後の同払出簿に申立人の氏名は見当たらず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 124 か月と長期間である上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 52 年 3 月まで

A 県 B 市にある C 社を辞めて、郷里の D 市に帰った昭和 51 年 3 月ころ、同市役所窓口で社会保険事務所から交付されていた年金手帳を提出して、国民年金の加入手続を行った。

その際、新たに年金手帳の交付は受けなかったし、後日手帳が郵送されてきたこともないが、加入手続後、しばらくして納付書が郵送されてきたので、金融機関で一括して支払った記憶がある。申立期間が国民年金の未加入期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 3 月ころに国民年金の加入手続を行い、郵送された納付書により金融機関で国民年金保険料を一括して全額納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 63 年 1 月 7 日以降に払い出されており、国民年金の被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人は、昭和 51 年 3 月に C 社を退職し、A 県 B 市から D 市に住所変更して以降、他市町村に住所変更した記録が無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 9 月 6 日から 27 年 9 月 6 日まで
② 昭和 27 年 9 月 16 日から 30 年 5 月 2 日まで
③ 昭和 32 年 8 月 7 日から 33 年 5 月 2 日まで

申立期間①については、A社でBとC駅間の索道（空中ケーブル）ができるまでD線E駅でF係として昭和23年12月1日より25年9月ころまで勤務し、その後G係として27年9月6日までトラック輸送の終了後も引き続き働いた。

申立期間②については、H社又はI社（以下「H社」という。）に昭和27年9月16日より30年5月2日まで働き、厚生年金保険被保険者証を会社に提出した。坑道を掘り、金杵を取り付けて進み、何度も落盤があり危険な目に遭っていた。

申立期間③については、昭和32年8月7日J社K営業所に入社した。履歴書と厚生年金保険被保険者証を同時に会社に提出した。私は商品の出し入れをし、不足分をメーカーに発注していた。失業保険、健康保険、厚生年金保険及び所得税は給与より引かれているものと思っていた。

これらの期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和23年12月から27年9月までA社に継続して勤務していたと主張しているものの、当該事業所は昭和42年11月に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の労務担当者は既に他界し、当時の事業主等は所在不明であるほか、申立期間において厚生年金保険の加入記録のある10人の職員は、いずれも「申立人については知らない。」と証言しており、申立人に係る勤務実態及

び厚生年金保険料の控除等について、関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が管理するA社のL事業所及び本社に係る昭和26年9月から28年1月までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務したとするH社は、法人登記された形跡が無い上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としても確認できなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚も所在不明であり、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人が勤務したとするJ社K営業所は、昭和34年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち聴取できた元同僚の二人は「申立人の名前に記憶は無く、厚生年金保険の新規適用日以前に給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と証言している。

また、J社K営業所は、昭和42年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時、M県N市にあった本社も所在不明であり、関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 8 年 7 月 25 日まで

私が年金を請求した時、社会保険事務所では厚生年金保険の加入期間についての説明はあったが、標準報酬月額についての説明はなかったので、平成 20 年 11 月 18 日に、社会保険事務所の職員が自宅へ調査に来るまで、標準報酬月額の記録訂正のことは知らなかった。

社会保険事務所職員の説明によると、私が経営者であった A 社における私の標準報酬月額が、平成 3 年 8 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に記録訂正されているとのことであり、事実と相違しており納得できない。

A 社では、厚生年金保険料は、毎月、月末に口座振替で納付していたが、決済が月末に集中することや売上金の入金が遅れなどで口座振替できず、後日、小切手や他社振出しの約束手形で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 3 年 8 月から 4 年 7 月までは 50 万円、同年 8 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 7 月までは 56 万円、同年 8 月から 8 年 6 月までは 59 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 7 月 26 日）の後の同年 9 月 4 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿から、申立人が当該事業所の代表取締役であることが確認できる上、経理及び社会保険関係事務を担当していたのは申立人自身であり他の社員は関与していなかったと述べて

いる。

また、申立人は、「保険料の納付が遅れると、社会保険事務所の職員が会社を訪れたり、呼び出されたりして、先日付小切手・約束手形の提出を求められ、その対応は厳しかった。」とも述べている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 16 日から 38 年 1 月 25 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 1 日から 44 年 12 月 11 日まで

私は、申立期間について、最後の事業所を退職する際に、庶務担当者から「次の職場が決まっていないのであれば、脱退手当金の請求手続を執る。」と言われたことからやむを得ないと思い、一日も早い脱退手当金の支給を待っていたが、実際に支給された金額は 2,900 円余りと想像以上に少額であったことから、非常に落胆したのを記憶している。

最近になって、ねんきん特別便をきっかけに社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金の支給決定額は 6 万 9,104 円であったことを知り、当時、支給された金額と余りに違いすぎることから、私は脱退手当金の支給を受けたとは到底思えないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 3 月 16 日に支給決定されているほか、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示欄に印が付されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該事業所における昭和 39 年 4 月から 40 年 4 月までに厚生年金保険被保険者資格を取得した女性社員 99 人に係る社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 44 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した者は申立人を含めて 42 人おり、その

うち 27 人に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、27 人全員が資格喪失日からおおむね 3 か月以内に支給決定されていることが確認できる。

さらに、申立人は事業主により脱退手当金の請求手続が行われたことを認識している上、当該事業所における脱退手当金の受給状況について聴取することができた 13 人の元同僚全員が脱退手当金を受領したことを記憶しており、うち 9 人は「退職時、会社から脱退手当金についての説明があった。」、残る 4 人は「退職理由が結婚であったので、当時の風潮として脱退手当金をもらうのは当たり前であり、会社から特に説明らしいことはなかったが、手続は会社が代行してくれた。」と証言している。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 2 日から 36 年 3 月 18 日まで
② 昭和 36 年 3 月 20 日から 38 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 1 日から 43 年 3 月 27 日まで

私は、申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、「ねんきん特別便」に脱退手当金の記載があったことから疑問に思い、社会保険事務所に問い合わせたところ、申立てに係る事業所を退職後の昭和 43 年 7 月 5 日に脱退手当金を支給済みである旨回答を受けた。

脱退手当金については、今回の社会保険事務所への照会により初めてその制度や仕組みが分かったところであり、当時はそういう制度の存在自体知らなかったので受給申請をするはずもなく、受給もしていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 7 月 5 日に支給決定されているほか、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が押印されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険庁のオンライン記録を見ると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した女性社員延べ 116 人のうち、申立人を含めた 6 人が脱退手当金を受給しているが、その中の同僚の 1 人は、「脱退手当金については受領した記憶がある。退職時、会社からは脱退手当金についての説明はなかったが手続は会社が代行してくれたと思う。」と証言し

ている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。